

(農集 0 3 0 2) 単 0 8 0 2

小神成地区農業集落排水施設

機械設備機器更新工事

特 記 仕 様 書

大仙市上下水道局

中仙・太田建設水道事務所

1. 総 則

I. 適用

1. 本仕様書は「(農集 0 3 0 2) 単 0 8 0 2 小神成地区農業集落排水施設 機械設備機器更新工事」に適用する。
2. 本工事は国土交通省大臣官房官庁営繕事業部監修「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」、農業集落排水事業諸基準等作成全国検討委員会「農業集落排水施設指針 污水处理施設編」(平成 19 年度改訂版)、社団法人日本農業集落排水協会「日本農業集落排水協会型施設機器等標準仕様(案)」(平成 11 年度版)によるほか、図面表示の仕様及び本工事の特別仕様書により施工するものとする。
3. 工事中の安全を図るため、「土木工事等施工技術安全指針」(農林省構造改善局編)に準拠し、安全管理を行うものとする。

II. 工事内容

1. 目的

本工事は、小神成地区農業集落排水施設の脱臭装置の活性炭を更新するものである。

2. 工事場所

大仙市太田町齊内字熊堂尻 地内

3. 概要

本工事の工事概要

脱臭装置活性炭更新 N=一式

4. 完成工期

令和 9 年 3 月 1 9 日

III. 施工条件

1. 受注者は設計図書並びに現場を熟知するとともに疑義を正し、詳細に内容を把握した上で、処理施設の性能が十分に発揮できるよう施工しなければならない。
2. 受注者は施工前に、監督職員に承認図書・施工図等を提出し、承諾を得なければならない。

IV. 法令等の遵守

1. 受注者は、工事に当たり関係する法令、条例、規則等(以下「関係法令」という。)を遵守するものとする。
2. 受注者は、資格等(資格、検定、認定等)を必要とする工事は、当該資格等を有する者に行わせるものとする。

V. 基本事項

1. この工事は、契約書、特記仕様書に基づいて行うものとする。
2. 契約書、特記仕様書に明示されていない事項であっても、工事の性格上当然必要なものは受注者によって実施するものとする。
3. 設計図書に定める事項について疑義を生じた場合は、別途協議し、決定するものとする。

VI. 安全管理

1. 受注者は、工事の実施に当たり、関係法令を遵守し労働災害、公衆災害等の防止に必要な措置を講じ、常に安全管理に努めるものとする。
2. 受注者は、高所、地下、道路上その他特に危険が予想される箇所では事故防止に努めるものとする。
3. 受注者は、火気を使用する場合十分な防火措置を講ずるものとする。

VII. 工程等の打ち合わせ

1. 受注者は、工程等については、事前に監督職員と打ち合わせを行い、処理施設の運転業務に支障のないようにしなければならない。

VIII. 事故及び機器の不具合

1. 工事作業時または終了後、受注者の責任に帰する事故及び機器等の不具合については、受注者の責任と負担により速やかに処置し、監督職員の確認を得るものとする。
ただし、責任の所在が明確でない場合は、その都度監督職員と受注者が協議の上決定するものとする。